

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	金融商品取引法、商品先物取引法、金融商品の販売等に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
規制の目的、内容及び必要性		<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし					①
代替案	代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし					
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

① 費用と便益の関係の分析

費用と便益の関係の分析について、「遵守費用および行政費用において、概ね同程度の増加する費用と軽減される費用が発生する」と記載しているが、増加する費用及び減少する費用が概ね同程度であるとする根拠について、評価書における説明が不十分であるため、この点を踏まえて本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある（本項目については、金融庁から別紙のとおり補足説明がなされた。）。

【点検結果表の別紙】

《金融庁の補足説明》

① 費用と便益の関係の分析

商品先物取引業者は、「商品」のみならず、流動性の高い金融商品市場の顧客を取り込むことで、商品市場のより一層の活性化を図りたいというインセンティブが強いこと等の理由から、現在「商品」のみ取扱う業者の多くが、「総合的な取引所」に参入してくることが予想される。これにより、新たに金融商品取引業者として登録するための費用など、金融商品取引法に基づく諸規制の遵守費用や、これらの審査等に係る行政費用の増加が見込まれる。

他方、現在、「商品」と「金融商品」の両方を取扱っている業者については、「総合的な取引所」を通じて取引を行うことにより、これまで、「金融所管官庁」と「物資所管官庁」のそれぞれから受けていた規制・監督が、「金融所管官庁」の監督に一元化される。これにより、商品先物取引法に基づく「許可」を受けていることに伴う規制の遵守費用や、これらの審査等に係る行政費用の軽減が見込まれる。（また、規制の遵守費用に関しては、これらの業者は既に商品先物取引法に基づき「商品」に係る業務を行っているため、金融商品取引法の下でも、「商品」を取扱うことについて、基本的な体制は構築されていると考えられる。）

「総合的な取引所」の具体的な姿が示されていない現時点においては、「総合的な取引所」に参加の見込まれる具体的な業者数等の定量的な分析は困難だが、足許、「商品」と「金融商品」の両方を取扱っている業者の方が「商品」のみを取扱っている業者よりも多い一方、申請・審査等に係る費用の原単位は、上述の通り異なること（前段は商品先物取引業者が新たに「登録」を要すること、後段は「商品」と「金融商品」両方を取扱う業者の「商品」に対する規制・監督が「金融商品」の規制・監督の水準に軽減されること）等を踏まえれば、概ね同程度の遵守費用・行政費用の増減が見込まれるものと考えている。